

令和5年7月18日

松阪市議会議長 山本 芳敬 様

松阪市議会
政友会 市野 幸男

令和5年7月13日(木)から7月14日の2日間、研修に参加いたしましたので、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 研修参加者
政友会 市野 幸男、中村 誠、松本 一孝、田中 正浩 4名
2. 場所 東京都千代田区有楽町1丁目12-1リファレンス新有楽町ビル
3. 講師
森 裕之 氏
立命館大学政策科学部 教授・博士(政策科学)
4. 研修内容
(1) 財政基礎歳入編 (1日目)

① 地方税の区分解説について

地方財政の歳入の内訳(令和3年度決算)を数字で出してみると主な一般財源として地方税 424,089 億円(33.1%)、地方交付税(地方 譲与税、地方特例交付金を含む)224,064 億円(17.5%)、また主な特定財源として国庫支出金 320,206 億円(25.0%)、地方債 117,454 億円(9.2%)、その他 197,098 億円(15.2%)で令和3年度の地方歳入合計は 128 兆 2,911 億円である。国・地方間の歳出の財源配分(令和3年度)は国の歳出 97.3 兆円、地方の歳出は 122.6 兆円で国民へのサービス還元は国と地方の歳出総額は 219.9 兆円となり歳入の不足分は国債と地方債でまかなわれた。歳出分配は国:地方で 44:56 であった。

②地方交付税の簡単な理解の仕方について

自治体の歳入を家計に置き換えて理解する方法である。息子夫婦世帯を自治体と置き換え、両親世帯を国としての歳入を考えるやり方で、一般財源として給料(地方税)、親からの仕送りの(標準分)が(地方交付税)、親からの仕送り(特定分)が(国庫支出金)、借金が(地方債)と考えるとの提案があった。家計に置き換える説明の方が理解しやすく思われた。一般財源として給料が地方税として歳入され、不足分が仕送りとして地方交付税として歳入されると考えるように説明があった。

③補助金の仕組みと質疑のための課題について

国からの仕送りは地方交付税と国庫支出金(補助金)の2つがある。地方交付税は使途が自由であるが、国庫支出金(補助金)は決められた使途にしか支出できない、また流用してはならない補助金である。補助金は対象となる事業の使用から原材料に至るまで細かく条件が決められていることが多い。よって補助金は使い道が決められた仕送りである。補助事業としての選択は、その事業を補助金ですることによって本当に市民にとっての「現実の損得」があるのかを考えて行うことが必要である。また補助金は自治体を惑わす財源であり、慎重に検討する必要もある。

④全ての議員に知っておいてほしい財政の項目について

自治体の事業全体として地方債と一般財源との組み合わせや地方債と国庫支出金(補助金)と一般財源との組み合わせなどある。債務が増えること自体は問題ではない。それは世代をまたがった負担により公平さが保たれることがあるが安易に依存してはいけないとの講義があった。また特例債などは気を付けて運用する必要があるとのなど財政について注目する項目であるとの講義があった。



(2)財政基礎歳出編 (2日目)

① 税の使いみちを目的別と性質別で押さえる

歳出には目的別歳出と性質別歳出の2つがある。

目的別歳出とは教育の為に使われたのか、福祉の為に使われたのかなど、目的ごとに歳出を分類したものである。

目的別歳出の分類

- ・議会費は議会活動に要する経費
- ・総務費は人事、企画、統計、徴税、選挙などに要する経費
- ・民生費は福祉に要する経費で生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などへの経費、
- ・衛生費は廃棄物処理、環境対策、保険事業、病院事業、水道事業などの公衆衛生に要する経費、
- ・農林水産業費は農業、林業、水産業、畜産業などに要する経費
- ・商工費は商業・工業などの産業振興や観光振興に要する経費
- ・土木費はインフラ整備に要する経費で、道路・橋梁、公園、下水道、区画整理、河川、公営住宅などへの支出
- ・消防費は消防活動や防災事業に要する経費
- ・教育費は学校教育、生涯学習、スポーツ・文化振興などに要する経費
- ・公債費は地方債の元利償還金と一時借入金の利息の支払いに要する経費など行政目的ごとに歳出を分類したものである。

性質別歳出とは給与に使われたのか、建設に使われたのかなど、経費の経済的な性質事に歳出を分類したものである。

- ・人件費は自治体職員の給与や退職金、議員報酬に要する経費
- ・扶助費は社会保障に必要な支出のうち、主に現金で支給するための経費
- ・公債費は地方債の元利償還金と一時借入金の利子支払いに要する経費
- ・物件費は主に部品・サービスの購入に係る経費(民間への委託料も含む)
- ・維持補修費はインフラや公共施設の維持補修に要する経費
- ・補助費等は他の団体などに補助するための経費(一部事務組合や公営企業への支出も含める)
- ・繰越金は国民健康保険や介護保険事業などの特別会計へ支出する経費
- ・投資・出資金・貸付金は公営企業や民間企業への投資・出資・貸付の支出
- 投資的経費(普通建設事業費)はインフラや公共施設などの建設や改修に要

する経費

以上が目的別歳出と性質別歳出の説明であるがそれぞれの使い道をそれぞれで押さえなければならぬとのことであった。

② 住民1人あたりのコストを比較する

講義では姫路市の土木費、八尾市の民政費、紀美野町の衛生費、熊本県の公債費についてそれぞれの財政状況資料の目的別歳出より住民一人当たりのコストをそれぞれの県内平均や都道府県平均より説明があった。

また性質別歳出については姫路市、筑後市、八尾市、長崎県の財政状況集より住民一人当たりのコストについて説明があり、八尾市に関しては扶養費、普通建設事業費、繰越金、物件費についての項目でも比較する。

③ 自治体財政の全体像を決算状況表から見える注意点について

目的別歳出では

・各項目には建設費(投資的経費)が含まれているので経費の大きさだけで事業規模を判断してはならない。

性質別歳出では

・人件費と物件費はセットで押え、一般会計における実質的な人権費の大きさを、しっかりと見ないといけない。
・繰出金と補助金等は、公営事業や一部事務組合等への支出であることから、一般会計とこれらの各会計との関係に注意する必要がある。
・決算状況表は項目ごとに経常収支比率が示されているため、経常収支比率の問題を考える場合には性質別歳出の各費目の占める割合に着目する。
以上が今回の研修で勉強した内容です

5. 所感

今回の研修で、歳出を見る場合の注意点についての勉強ができた。

各歳出項目の大きさだけを見ずに、その中に含まれる一般財源の負担分を見ることが必要であることを再確認できた。

歳出項目にはいくつかの財源(地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債、使用料、手数料)などによって賄われる。

自治体にとって本当の負担は一般財源のみでありその歳出項目に支出されている一般財源の大きさのチェックが必要であることがわかった。

また地方債が財源として多い場合は、その元利償還金(公債費)が将来の負担になること。公共施設やインフラ建設の経費は主に地方債と国庫支出金でまか

なわれるが、完成後に維持管理経費は一般財源の負担になることなど改めて注意しなければならないことを再度確認した。歳出を確認するとき住民のニーズに合った事業をおこなっているか、費用が最も少なく「収入の範囲で最大の福祉を実現する」ことができるかを考えて議会で議論し、賛成反対の討論をしっかり発言することの重要性を認識しました。

以上